

○納入書の裏面

（「退職所得分市民税・県民税納入申告書」 ※法人の場合は記入してください。）

退職所得分 市民税 納入申告書 県民税													
(あて先) 鹿児島市長													
令和5年6月16日提出			令和5年6月分				人員		1人				
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
				8	1	2	3	5	0	0			
特別徴収税額	市民税						1	5	6	0	0		
	県民税						1	0	4	0	0		
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地	〒000-0000 〇〇市〇〇町7-5											
	氏名又は名称	〇〇〇株式会社											
	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													
※個人事業主の場合は、この申告書を使用しないでください。													

←納入申告書について

- この申告書は、退職所得に対する市民税・県民税を納入する際に使用する申告書ですから、退職手当等の支払があった月のみ記入してください。
ただし、個人事業主の場合は、特別徴収関係書類の「特別徴収納入書」のページをご覧ください、申告してください。
- 納入申告書の各欄は、次により記入してください。
 - 「年月分」… 退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した年と月を記入してください。
 - 「人員」… 退職所得に対する所得割額を徴収した人の数を記入してください。
 - 「退職手当等支払金額」… 退職所得に対する所得割額を徴収した人の分のみの支払金額の合計額を記入してください。
 - 「特別徴収税額」… 算出した市民税・県民税額をそれぞれ記入してください。
- 退職者の内訳
退職所得に係る市民税・県民税を納入する際は、「退職所得に係る市民税・県民税納入内訳書」も必ず提出してください。なお、同様の内容が確認できる「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」や独自の様式などでも構いません。

〔納入場所〕

- ◎ 鹿児島市役所納税課(電話 099-216-1190)及び各支所税務窓口
- ◎ 鹿児島市指定金融機関
鹿児島銀行本店、各支店、各出張所及び各代理店
※ただし、代理店での証券による納付はできません。
- ◎ 鹿児島市収納代理金融機関
次の本店、各支店及び各出張所
(銀行) 南日本、三井住友、みずほ(窓口納付不可)、肥後、福岡、宮崎、熊本、西日本シティ、宮崎太陽
(信託銀行) みずほ
(信用金庫) 鹿児島、鹿児島相互、奄美大島
(組合) 鹿児島興業信用
(金庫) 九州労働
(農業協同組合) 鹿児島県信用農業協同組合連合会、鹿児島みらい、いぶすき、さつま日置
(漁業協同組合) 九州信用漁業協同組合連合会(鹿児島県内各支店のみ)
- ◎ 九州内のゆうちょ銀行又は郵便局(沖縄県を除く)
※九州外(沖縄県を含む)で利用される場合は、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書」(特別徴収関係書類に様式掲載)を、そのゆうちょ銀行又は郵便局にご提出ください。

(5) ゆうちょ銀行又は郵便局の指定

初めて九州外(沖縄県を含む。)の各ゆうちょ銀行又は郵便局を利用する場合は、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書」(様式 P25)を利用するゆうちょ銀行又は郵便局へ提出してください。

※ 次の場合は提出する必要はありません。

- ・ 九州(沖縄県を除く。)の各ゆうちょ銀行又は郵便局を利用する場合
- ・ 前年度に指定ゆうちょ銀行又は郵便局を利用した場合(本年度も引き続き利用できます。)